

いわゆる年収の壁を意識せずに
働く時間をのばすことのできる環境づくりについて

年収の壁対策として

労働者1人につき**最大50万円**助成します！

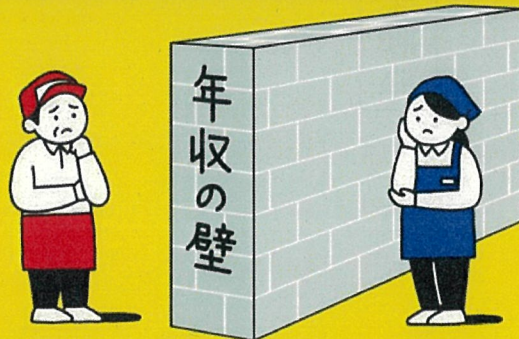
キャリアアップ助成金

労働者にとって、

- ・「年収の壁」を意識せず働くことができる。
- ・社会保険に加入することで処遇改善につながる。



事業主の皆様の
人手不足の解消へ！



出典：政府広報オンライン (https://www.gov-online.go.jp/media_relations/commercials/202312/video-270966.html)

2023（令和5）年10月から、キャリアアップ助成金に「社会保険適用時処遇改善コース」を新設しました！

○労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入を増加させる取組を行った事業主に助成

(1) 手当等支給メニュー

要件	1人当たり助成額
① 賃金の 15%以上 を追加支給 (社会保険適用促進手当など)	1年目 20万円 (注)
② 賃金の 15%以上 を追加支給 (社会保険適用促進手当など) 3年目以降、③の取組	2年目 20万円 (注)
③ 賃金の 18%以上 を増額	3年目 10万円

(注)1,2年目は取組から6ヶ月ごとに支給申請（1回あたり10万円支給）

◆社会保険適用促進手当

事業主が社会保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう手当を支給した場合は、**本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定対象としません。**

※ 本助成金については、2023（令和5）年10月1日から2026（令和8）年3月31日までの間に新たに社会保険の加入要件を満たし、適用されることとなった労働者が対象になります。

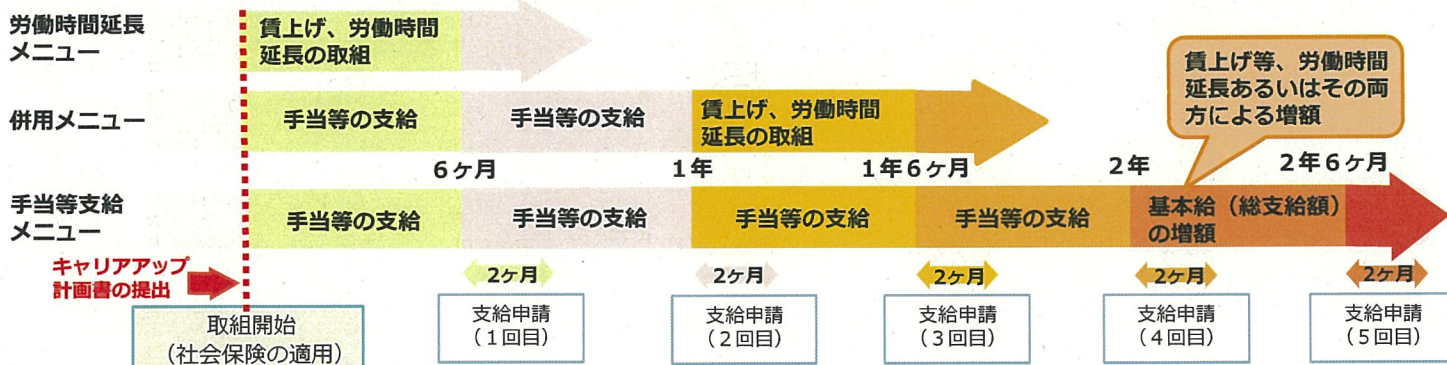
(2) 労働時間延長メニュー

週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
4時間以上	—	30万円
3時間以上 4時間未満	5%以上	
2時間以上 3時間未満	10%以上	
1時間以上 2時間未満	15%以上	

※ 助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。
 ※ (2) 4時間未満の延長の場合は、併せて基本給の増額が必要。
 ※ 1年目に(1)①の取組による助成(20万円)を受けた後、2年目に(2)の取組による助成(30万円)を受けることも可能(併用メニュー)。
 (上述の組み合わせの場合に限り、同一の対象者についてメニューをまたいだ助成を受けることができます。)

キャリアアップ計画書を事前に提出しましょう！

※ **キャリアアップ計画書を作成し、取組を開始する日の前日までに、管轄労働局まで提出してください。**（不備があると当日の受理ができませんので、余裕を持ってご準備ください。）



対象となる労働者をチェックしましょう！

雇用している短時間労働者の中に、2023（令和5）年10月以降、新たに社会保険の被保険者の要件※¹を満たす方はいますか。

はい

いいえ

その労働者は、以下の①、②の両方に該当する方ですか。

- ① 社会保険加入日の6か月前の日以前から継続して雇用されている。
- ② 社会保険加入日から過去2年以内に同事業所で社会保険に加入していなかった。

はい

いいえ

その労働者は、社会保険加入日から2か月以内に、週所定労働時間を一定時間延長すること※²ができますか。

はい

いいえ

その労働者の社会保険加入日から最長2年間の手当※³等の支給後の働き方について、労使で話し合いを行う予定ですか。

はい

いいえ

その労働者は、社会保険加入日から1年が経過した時点で、労働時間の延長ができる見込みですか。

はい

いいえ

(2)労働時間延長
メニュー

(1)(2)の
併用メニュー

(1)手当等支給
メニュー

社会保険適用に関する支給要件には該当しません。
本助成金の他のコースの活用をご検討ください。

- ※1 厚生年金保険の被保険者数が常時101人以上である事業所の場合は、週の所定労働時間が20時間以上かつ所定内賃金が月額8.8万円以上で学生ではないこと。100人以下の事業所の場合は、週の所定労働時間及び月の所定労働日数が常時雇用のフルタイム従業員の4分の3以上である者であること。
- ※2 週所定労働時間を4時間以上延長、または3時間以上延長するとともに基本給を5%増額改定する等の措置。詳しくは、表面の「(2)労働時間延長メニュー」をご覧ください。
- ※3 社会保険適用促進手当（標準報酬月額が10.4万円以下の者に対して、事業主が支給する場合、最長2年間、社会保険の標準報酬月額・標準賞与額の算定対象に含めない取り扱いとする手当）

- キャリアアップ助成金の申請方法や助成額などの詳細については、都道府県労働局または管轄のハローワークまでお問合せください。
- 各都道府県の働き方改革推進支援センターでも助成金に関する相談を受け付けています。最寄りのセンターの連絡先は
- 「年収の壁突破・総合相談窓口」（コールセンター）にもご相談いただけます。
年収の壁突破・総合相談窓口（フリーダイヤル・無料）

0120-030-045

受付時間 平日 8:30~18:15

（土日・祝日・年末年始（12/29~1/3）はご利用いただけません。）

厚生労働省公式HP



キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）計画届受理件数（※速報値）

令和6年5月末時点※1

企業規模別件数※2			キャリアアップ計画件数 (合計)
100人以下	101人～500人	501人以上	
8,328件	1,436件	865件	10,629件
<参考> 短時間労働者労働時間延長コース※3のキャリアアップ計画件数（令和5年10月～令和6年3月末時点）			4,106件

※1 令和5年10月20日受付開始以降の累計。

※2 常時雇用する労働者（2か月を超えて使用される者であり、かつ、週当たりの所定労働時間が当該事業主に雇用される通常の労働者と概ね同等である者）の数による。

※3 週所定労働時間の延長により、新たに有期雇用労働者等を社会保険の被保険者とした事業主に対して助成を行うもの。令和6年3月末までの経過措置。

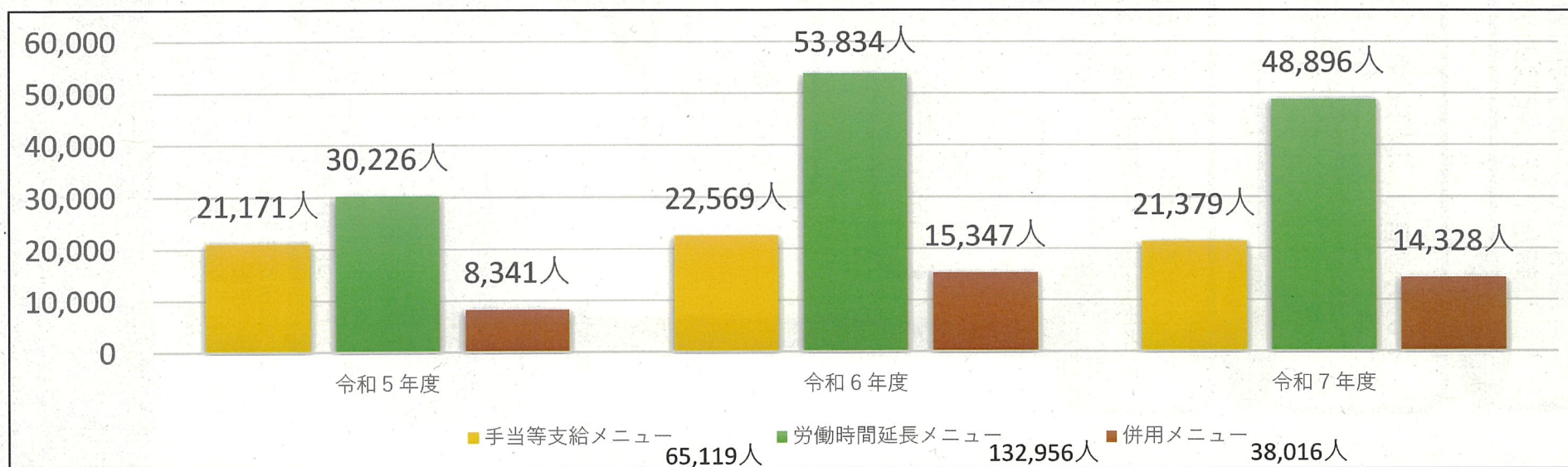
参考：各年度ごとの取組開始予定労働者数（令和5年度～令和7年度）

令和6年5月末時点※4

取組予定労働者数（R5～R7合計）	令和5年度	令和6年度	令和7年度
236,091人	59,738人	91,750人	84,603人
<参考> 短時間労働者労働時間延長コース 8,710人	8,710人	-	-

※4 令和5年10月20日受付開始以降の累計。各年度に新たに取組開始を予定している労働者数。

企業から提出された計画届に現時点の見込みとして記載された労働者数を足し上げたものであり、支給申請件数や支給実績とは異なる。



(参考資料)

●「年収の壁・支援強化パッケージ」開始後の状況(令和5年10月→ 令和6年4月)

・女性パートタイム労働者は26,261人減少。

・(試算)令和5年10月の現金給与総額104,949円×12(月)=1,259,388円。令和6年4月109,551円×12(月)=1,314,612円。

総労働時間も増加傾向がみられ、年収が130万円を超えるパートタイム労働者が増えている可能性がある。

毎月勤労統計調査(埼玉県)より(企業規模5人以上)

		R5.10月	11月	12月	R6.1月	2月	3月	4月	
一般労働者 (常用労働者のうち、パートタイム労働者以外の者)	現金給与総額(円)	355,902	362,876	735,068	356,922	354,558	377,338	368,658	
	総労働時間(時間)	168.3	168.7	167.4	152.0	158.9	161.5	167.9	
	労働者数(人)	1,348,072	1,339,181	1,354,025	1,395,217	1,390,666	1,380,136	1,400,723	
パートタイム労働者	現金給与総額(円)	104,949	104,515	119,114	103,406	105,705	111,701	109,551	
	総労働時間(時間)	78.6	79.7	81.3	76.3	80.4	80.8	82.9	
	労働者数(人)	905,610	904,167	906,489	848,417	852,612	856,260	840,549	
	労働者数(男性)	256,485	249,355	249,910	229,319	225,644	223,549	217,685	△38, 800
	労働者数(女性)	649,125	654,812	656,579	619,098	626,968	632,711	622,864	△26, 261

受講料・無料
テキスト

オンライン・
現地開催

配偶者手当と 賃金制度の 見直しセミナー

6~1月まで開催予定です。ぜひご参加ください。

配偶者手当の基本と賃金制度についてやさしく解説!

このセミナーでは、民間企業における配偶者手当の見直し(年収の壁)や、職務給の導入・メリットについて解説します。事業主、人事労務担当者や社会保険労務士などを目指す皆さまはもちろん、どなたでもご参加いただけます。

セミナー内容

- ① 配偶者手当の見直し(年収の壁・支援強化パッケージ含む)
- ② 職務給の導入手順
- ③ 職務給のメリット

※予定は変更になる場合がございます。
※インターネット環境、パソコン等は各自でご用意ください。

セミナーお申込方法

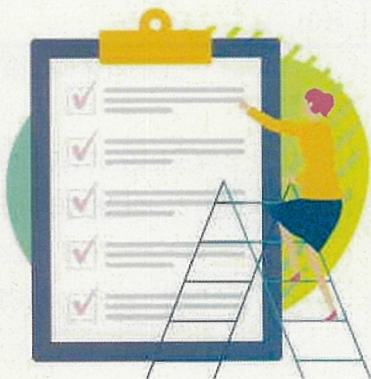
■ WEBサイトからのお申込

下記専用のホームページ、またはQRコードから、アクセスいただきお申し込みください。
http://www.langate.co.jp/haigu_syokumu



■ セミナー申込書からのお申込

裏面記載「セミナー申込書〈FAX送信用〉」の内容を記載いただき、FAX番号「075-366-5901」へFAXを送付ください。



お問い合わせ先: ラングート株式会社(委託企業) TEL: 075-366-5900
MAIL: haigu_syokumu@mb.langate.co.jp

セミナー内容等の詳細は裏面をご確認ください▶▶

現地開催セミナー

開催地	開催日	会場名	定員
大阪府	6/28(金)	エル大阪 研修室 2	50名
京都府	7/4(木)	京都経済センター 4-C	20名
東京都	7/17(水)	中小企業会館 会議室 C	30名
宮城県	7/26(金)	仙都会館 7階 C 会議室	30名
富山県	9/5(木)	富山県中小企業研修センター 101 研修室	20名

時間 セミナー 13:30~15:40(休憩10分)
個別相談会 15:50~16:50

※実施時間は会場によって変更される可能性があります。
最新の開催スケジュールは弊社 HP からご確認ください。

テキスト 現地でお渡しします。
※現地セミナーへお申込の場合は現地でのお渡しのみとなります。

講師派遣セミナー

実施期間 2024年6月~2025年1月 開催費用 無料
開催規模 30名程度 時間 2時間程度
対象 中小・小規模企業が所属する団体

- 会場ではテキストを無料で配布いたします。
- 貴団体の勉強会等への講師派遣も可能です。

オンライン開催セミナー

オンラインセミナー開催日程(全20回)

月	日	曜日	月	日	曜日
6月	6/27(木)				
7月	7/5(金)	7/11(木)	7/23(火)		
8月	8/7(水)	8/22(木)	8/27(火)		
9月	9/10(火)	9/18(水)	9/27(金)		
10月	10/1(火)	10/10(木)	10/25(金)		
11月	11/12(火)	11/20(水)	11/29(金)		
12月	12/5(木)	12/13(金)	12/18(水)		
1月	1/10(金)				

時間 セミナー 13:30~15:40(休憩10分)
個別相談会 15:50~16:50

ツール ZOOM ウェビナー
※ 接続の情報をメールにてお送りいたします。

テキスト メールにてデータでお渡しいたします。



セミナー内容

1. 配偶者手当の見直し(年収の壁・支援強化パッケージ含む)
 2. 職務給の導入手順
 3. 職務給のメリット
- テキストは無料で配布いたします。

対象 どなたでもご参加可能です。
(事業主、人事労務担当、社会保険労務士等)

参加費用 無料

申込方法

- ① 専用ホームページ http://www.langate.co.jp/haigu_syokumu
- ② 下記 FAX 申込書 075-366-5901



セミナー申込書〈FAX送信用〉「配偶者手当と賃金制度の見直しセミナー」運営事務局(ランゲート株式会社)

参加希望日	令和 年 月 日	会場	<input type="checkbox"/> 現地セミナー(会場名:) <input type="checkbox"/> オンラインセミナー
ふりがな		企業・団体名	
氏名			
Email			
TEL		〒	
FAX		ご住所	
相談会参加希望	<input type="checkbox"/> あり → <input type="checkbox"/> なし	相談会相談内容	※相談会参加希望に「あり」を選択された場合は、相談内容を簡単に記載ください。
個人情報の取り扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> ● 本申込書にご記入いただいた個人情報(以下「個人情報」)を取得する事業者:ランゲート株式会社(以下「当社」) ● 当社の個人情報保護管理者および個人情報に関する問い合わせ先:情報通信部PMR担当 E-MAIL: privacy@mb.langate.co.jp ● ご記入いただいた内容は本事業の参加受付のご利用案内のために利用します。 ● 当社は開示対象個人情報について、本人または代理人から受け付けた開示等の求めに応じます。 ● 当社は、本事業の実施報告のため、本事業の委託者である厚生労働省に、個人情報を書面にて提供することがあります。 ● 個人情報の提出は任意のものですが、記載間違いや記載漏れがある場合は、参加受付ができません場合があります。 <p>上記内容について <input type="checkbox"/> 同意する(チェックしてください)</p>		